

兵庫県立大学SDGs推進委員会規程

(目的)

第1条 兵庫県立大学（以下「本学」という。）「SDGs宣言」に基づき、本学におけるSDGsを推進するため、SDGs推進委員会（以下「委員会」という）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) SDGs推進に係る企画、立案及び実施に関すること。
- (2) SDGs推進に係る現状分析、評価及び改善に関すること。
- (3) その他SDGs推進に関すること。

(組織等)

第3条 委員会に、次に掲げる職を置く。

- (1) 委員長
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員
- 2 委員長は、SDGsを分掌する副学長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
 - 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 7 副委員長は、委員長の職務を補佐し委員長が指示する委員会の重要な会務を掌理する。
 - 8 副委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
 - 9 委員は、次に掲げる職をもって充てる。
 - (1) 各学部長、研究科長及び附置研究所長
 - (2) その他委員長が必要と認めた者

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を委員会に出席さ

せ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の所掌事務を担当する組織として、SDGs推進室を置く。

2 SDGs推進室に関して必要な事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年4月27日制定)

この規程は、令和4年4月27日から施行する。

附 則 (令和6年3月25日改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。